

令和元年11月19日

林弘法律事務所
弁護士 山中理司様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表03-3580-4111(内線2036))

行政文書開示請求について（意思確認）
標記について、下記のとおり確認を求めるので、本年11月25日（月）までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和元年10月23日（水）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和元年10月25日（金）

3 請求する行政文書の名称等

裁判所が、司法修習生の採用について、欠格条項及び司法修習生としての不適格性を調査するため、検察庁に対し、刑の消滅等があったものも含めた前科情報を照会してきた際の対応方法について書いてある文書（最新版）

4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について

上記3の記載について、法務省本省においては、あなたの請求の趣旨に該当すると思われる行政文書を作成又は保有しておりません。

なお、このまま請求を維持された場合、行政文書不存在による不開示決定がなされるものと思われます。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

5 開示請求手数料等について

上記4の請求を維持される場合、開示請求件数は1件、開示請求手数料は300円となります。現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙300円分を受領していますので、過不足はありません。

なお、本件開示請求を取り下げられる場合は、本件開示請求書及び300円分の収入印紙を返戻いたします。